



令和3年2月8日（月） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
病害虫防除所	企画情報係	堀之内	直通 058-239-3161
			F A X 058-234-0767
農産園芸課	クリーン農業係	石川	内線 2868
			直通 058-272-8436
			F A X 058-278-2692

病害虫発生予察特殊報(第6号)を発表 (サツマイモ基腐病)

サツマイモ基腐病について、県内での初発生を確認したため、別添のとおり、発生予察特殊報*を発表しました。

記

病害虫名：サツマイモ基腐病（もとくされびょう）
作物名：サツマイモ（かんしょ）

1 発生経過

令和2年9月、県中部のサツマイモ栽培ほ場において、地上部が黄化する症状が認められた。10月下旬の収穫時には、ほ場の一部で枯死する株が認められたが、収穫した塊根に異常は認められなかった。その後、12月まで貯蔵した塊根において、なり首側*から腐敗する症状が多数確認された。

そこで、貯蔵中に同様の症状を呈する検体について、(国研)農研機構九州沖縄農業研究センターに診断依頼した結果、本県では未確認のサツマイモ基腐病による腐敗であることが判明した。

なお、本病は平成30年に沖縄県で初めて確認され、その後、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福岡県、長崎県、高知県、静岡県で発生が確認されている。

*なり首側とは、塊根が地下部の茎とつながる側のこと

2 病徴および病原菌の特性

- (1) はじめに、ほ場の一部で葉が黄化し生育不良となり、株の基部は黒～暗褐色に変色し、やがて茎葉が枯死する。
- (2) 発病株には多数の分生子殻が形成され、降雨等の水により内部から大量の胞

子が漏出する。胞子は、激しい風雨やほ場の停滞水により畝および畝間に沿って拡散し、周辺の健全な株に感染する。

- (3) ほ場での発生が著しい場合、基部から腐敗が広がるため、塊根はなり首側から腐敗することが多く、塊根全体まで広がる。なお、収穫時に健全であっても収穫後の貯蔵中に発病することがある。

3 防除対策

- (1) 発生県から苗の購入をしない。購入した苗は、苗消毒がなされているか確認し、苗消毒がなされていない場合は、「かんしょ」で本病に登録がある農薬で苗消毒を実施する。
- (2) 採苗する場合は、腐敗や傷のない健全な種いもを使用し、本病が発生した苗床では採苗しない。
- (3) 発病した株（茎や塊根）は速やかに抜き取り、ほ場内や周辺に残さないよう適正に処分する。
- (4) 発病株の除去前後には、周辺株への感染を予防するため銅剤（Zボルドーまたはジーファイン水和剤）の散布を実施する。
- (5) 排水が不良な場所で発病しやすいため、ほ場内の排水溝が確実にほ場外の排水路に繋がられているか点検する等、排水対策を忘れずに実施する。
- (6) 本病原菌は、サツマイモの残渣で越冬し、翌年の一次伝染源となるため、り病残渣（特に腐敗塊根）はほ場外へ持ち出し、適切に処分する。
- (7) 本病が多発したほ場では連作を避け、他作物との輪作を行う。

4 防除についての相談先

岐阜県病虫害防除所（TEL：058-239-3161）へお問い合わせください。

5 その他

特殊報については、以下のHPをご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/99600.html>

*発生予察特殊報とは

- ・病虫害防除所は、植物防疫法第23条第2項に基づき、農作物の病虫害の発生状況を把握するための調査を行っています。
- ・同所は、県内で新たな病虫害の発生を確認した場合は「発生予察特殊報」を発表し、農業者に注意喚起します。

令和 2 年度病害虫発生予察特殊報 第 6 号

令和 3 年 2 月 8 日
岐 阜 県

1 病害虫名 サツマイモ基腐病（もとぐされびょう）

病原菌：*Diaporthe destruens* (Harter) Hirooka, Minosh. & Rossman
(旧学名：*Plenodomus destruens*, *Phomopsis destruens*)

2 作物名 サツマイモ（かんしょ）

3 発生経過

令和 2 年 9 月、県中部のサツマイモ栽培ほ場において、地上部が黄化する症状が認められた。10 月下旬の収穫時には、ほ場の一部で枯死する株が認められたが（図 1）、収穫した塊根に異常は認められなかった。その後、12 月まで貯蔵した塊根において、なり首側*から腐敗する症状が多数確認された（図 3）。

そこで、貯蔵中に同様の症状を呈する検体について、（国研）農研機構九州沖縄農業研究センターに診断依頼した結果、本県では未確認のサツマイモ基腐病による腐敗であることが判明した。

なお、本病は平成 30 年に沖縄県で初めて確認され、その後、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福岡県、長崎県、高知県、静岡県で発生が確認されている。

*なり首側とは、塊根が地下部の茎とつながる側のこと

4 病徴および病原菌の特性

- (1) はじめに、ほ場の一部で葉が黄化し生育不良となり、株の基部は黒～暗褐色に変色し（図 2）、やがて茎葉が枯死する（図 1）。
- (2) 発病株には多数の分生子殻が形成され（図 4）、降雨等の水により内部から大量の胞子が漏出する。胞子は、激しい風雨やほ場の停滞水により畝および畝間に沿って拡散し、周辺の健全な株に感染する。
- (3) ほ場での発生が著しい場合、基部から腐敗が広がるため、塊根はなり首側から腐敗することが多く、塊根全体まで広がる。なお、収穫時に健全であっても収穫後の貯蔵中に発病することがある（図 3）。

5 防除対策

- (1) 発生県から苗の購入をしない。購入した苗は、苗消毒がなされているか確認し、苗消毒がなされていない場合は、「かんしょ」で本病に登録がある農薬で苗消毒を実施する。

- (2) 採苗する場合は、腐敗や傷のない健全な種いもを使用し、本病が発生した苗床では採苗しない。
- (3) 発病した株（茎や塊根）は速やかに抜き取り、ほ場内や周辺に残さないよう適正に処分する。
- (4) 発病株の除去前後には、周辺株への感染を予防するため銅剤（Zボルドーまたはジーファイン水和剤）の散布を実施する。
- (5) 排水が不良な場所で発病しやすいため、ほ場内の排水溝が確実にほ場外の排水路に繋がられているか点検する等、排水対策を忘れずに実施する。
- (6) 本病原菌は、サツマイモの残渣で越冬し、翌年の一次伝染源となるため、り病残渣（特に腐敗塊根）はほ場外へ持ち出し、適切に処分する。
- (7) 本病が多発したほ場では連作を避け、他作物との輪作を行う。



図1 発生ほ場における茎葉の枯死



図2 株基部の変色（黒～暗褐色）



図3 腐敗塊根（品種：べにはるか）
なり首側からの腐敗



図4 被害茎上に形成された分生子殻
（小黒点）

*図2は農研機構生研支援センターイノベーション創出強化研究推進事業（01020C）令和元年度版マニュアル「サツマイモ基腐病の発生生態と防除対策」より